

議案第 24 号

法令に基づく委員等の報酬等の額及び支給方法に関する条例中一部改正の件

法令に基づく委員等の報酬等の額及び支給方法に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

法令に基づく委員等の報酬等の額及び支給方法に関する条例の一部を改正する条例

法令に基づく委員等の報酬等の額及び支給方法に関する条例（昭和 26 年芽室町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）による体育指導委員」を「、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）によるスポーツ推進委員」に改める。

別表中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

スポーツ基本法が制定されたことにより、体育指導委員をスポーツ推進委員に名称変更しようとするものであります。

法令に基づく委員等の報酬等の額及び支給方法に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険運営協議会委員、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）による農業委員会委員、社会教育法（昭和24年法律第207号）による社会教育委員、<u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）</u>による<u>スポーツ推進委員</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）による公平委員会委員、地方税法（昭和25年法律第226号）による固定資産評価審査委員会委員、地方自治法（昭和22年法律第67号）による選挙管理委員会委員、監査委員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）による教育委員会委員、民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員推薦会委員、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による防災会議委員及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）による国民保護協議会委員（以下「委員等」という。）に対する報酬、費用弁償の額並びに支給方法を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険運営協議会委員、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）による農業委員会委員、社会教育法（昭和24年法律第207号）による社会教育委員、<u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）</u>による<u>体育指導委員</u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）による公平委員会委員、地方税法（昭和25年法律第226号）による固定資産評価審査委員会委員、地方自治法（昭和22年法律第67号）による選挙管理委員会委員、監査委員、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）による教育委員会委員、民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員推薦会委員、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による防災会議委員及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）による国民保護協議会委員（以下「委員等」という。）に対する報酬、費用弁償の額並びに支給方法を定めることを目的とする。</p>

改正案

別表（第2条関係）

委員等の報酬の額

職名	報酬の額
—略—	
社会教育委員	日額 3,300円
スポーツ推進委員	日額 3,300円
—略—	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

現 行

別表（第2条関係）

委員等の報酬の額

職名	報酬の額
—略—	
社会教育委員	日額 3,300円
体育指導委員	日額 3,300円
—略—	